

育児休業に関する同意書・申出書

1 育児休業期間に関する（１）～（３）について同意します。

- （１）保育所等の入所が内定した際には、入所月の末日まで（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、入所月の翌月１日まで）に復職します。
- （２）育児休業期間及び復職（予定）日が、（１）の復職期限以降となっている場合、育児休業を切り上げる
ことについては、勤務先と相談し、了承を得ています。
- （３）入所内定した際には、育児休業証明書（※１）を入所内定後（４月入所の場合は３月の第２金曜日ま
で、５月以降の入所の場合は、各区役所児童家庭課が別に定める期日まで）に提出し（※２）、（１）の復
職期限までには育児休業を切り上げます（復職します。）。
- （※１）育児休業証明書は勤務先にて記載いただく必要があります。
- （※２）ご提出いただいた育児休業証明書において、復職日の確認ができ次第、入所決定となります。
- （※３）（１）の復職期限までに復職できない場合や、（３）のとおり育児休業証明書を期限までに提出する
ことができない場合は、内定の取消し又は利用終了（退園）となります。

2 育児休業の延長に関する申出（次の(A)又は(B)を記入してください。）

- (A) 保育所等に入所内定となった場合、1(1)のとおり復職する意向のため、通常どおりのランク等での利用調
整を希望します。
- (B) 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調
整となることを了承します。(※４)

私は育児休業の延長について_____の意向であることを申し出ます。

※↑に“(A)”又は“(B)”のいずれかを記入してください。

- (※４) 2 (B) の「育児休業の延長も許容できる」を選択された場合、利用調整にあたっての優先順位が下
がりますが、希望園の定員に空きがある場合は、入所内定となります。また、申請年度内は同様の取扱いとな
りますので、申出内容を変更する場合には、各月の申込締切日までにこの書類の再提出が必要となりま
す。

令和____年____月____日

住所_____

保護者氏名_____

(育児休業取得者)

児童氏名_____

第一希望保育所等_____